

第 8 回 海陽町農業委員会会議録

会議名 平成30年度 第 8 回 海陽町農業委員会定例会
日 時 平成30年12月25日（火曜日）午後3時より
場 所 海陽町海部庁舎 3階会議室

出席農業委員 12 名

議 長 吉田豊樹

1番 歌 泰一	2番 長谷 栄	3番 濱崎禎文		5番 廣田英子
6番 川端注連憲	7番 西岡利信		9番 富田和樹	10番 北地正敬
11番 中島 実	12番 平岡伸弘	13番 大東英治		

出席推進委員 6 名

		海南 小山浩徳	海南 池下嘉郎	海部 米田公彰
海部 中張雅弘	宍喰 中西 一	宍喰 青山 正		

事務局 本田 寿

議題

1. 農地法第3条の規定による許可申請について
2. 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
3. その他

1. 開会

議長	<p>只今から、平成30年度第8回農業委員会定例会を開催します。</p> <p>農業委員 4番 山上委員、8番 西田委員、2名 の欠席の報告があり、 本日は 12 名の出席です。</p> <p>会議規則第8条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>尚、推進委員については、 海南地区 北上委員、山田委員、宍喰地区 森委員、3名 の欠席の報告があり、 本日は 6 名の出席となっております。</p>
----	---

2. 議事録署名の指名

議長	<p>それでは、はじめに議事録の署名者について指名させて頂きたいと思えます。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということでございますので、11番 中島委員、12番 平岡委員を指名します。</p> <p>尚、定例会終了後、平成30年度10月第6回、11月第7回定例会の議事録について、7番 西岡委員、9番 富田委員、10番 北地委員は残って頂き、議事録確認の程をお願いします。</p>
----	---

3. 議事

議長	<p>第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>1案件目と2案件目については、契約内容が譲受人譲渡人相互に交換の所有権移転案件となりますので、併せて説明します。</p> <p>1案件目 譲受人は、 譲渡人は、 申請地は、野江字寺山 1番1、地目 田、面積 1,623 m²</p>

2 案件目

譲受人は、

譲渡人は、

申請地は、芝字三ツ畔 100番、地目 田、面積 1,682 m²

申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料 1～8 ページをご覧ください。

については、現在 トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機を所有し、自作地 7,177 m²・借入地 4,593 m²を耕作、については、委託等により自作地 10,432 m²を耕作しております。

また交換後は、双方現状の水稲作付及び一般野菜・生花の栽培となっております。

尚、交換することにより、双方農地取得に対する下限面積条件には影響はありません。

議長

質疑意見ございませんか。

許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、第 1 号議案 1・2 案件目は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。

引き続き、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。

事務局

3 案件目を説明します。

譲受人は、





譲渡人は、

申請地は、櫛川字外谷口 20番1、地目 田、面積 1,422 m²

申請地の所在、利用状況、現況写真等については、資料 9～12 ページをご覧ください。

申請理由としましては、譲受人 の要望による売買での所有権移転申請です。

譲受人 は、現在 トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・トラックを所有し、自作地 10,037 m²・借入地 5,869 m²を耕作、水稲作付及び一般野菜の栽培をしており、取得後は、水稲作付の予定としております。

議長	<p>質疑意見ございませんか。 許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第1号議案3案件目は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。</p> <p>引き続き、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>4案件目を説明します。</p> <p>譲受人は、 </p> <p>譲渡人は、</p> <p>申請地は、浅川字松田屋敷 13番、地目 田、面積 42 m² 申請地の所在等については、資料13～15ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、先月第7回定例会で許可となりました案件の計上漏れ(追加)となります。</p> <p>先月第7回定例会と同様の説明となりますが、申請理由としまして、譲受人  は、現在ブロイラーの飼育および販売、化製事業および肥料製造販売を行っておりますが、新規に農産物の生産・加工・販売を目的とする事業経営に取り組むため、売買での所有権移転申請となっております。</p> <p>取得後、農機具等はリースの予定とし、一般野菜栽培の予定としております。</p>
議長	<p>質疑意見ございませんか。 許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第1号議案4案件目は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。</p>
議長	<p>続きまして、第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、事務局より説明して下さい。</p>

<p>事務局</p>	<p>利用権設定について説明します。 番号1番の1 利用権を設定する土地 芥附字匠田 117番、地目 田、面積 976 m² 利用権を設定する者（貸人）は■■■■■、権利の種類として使用貸借権により、（借人）■■■■■に、始期平成31年1月1日から、終期平成36年1月31日までの新規設定です。 他、農用地利用計画書のとおり 合計 20筆、面積 25,092 m²です。 権利設定内容については、農用地利用集積計画書で確認してください。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑意見ございませんか。 農用地利用集積計画案について異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、農業委員会の意見決定することとし、この後、法第19条により、平成31年1月1日に公告することとします。</p>
<p>議長</p>	<p>3、その他、意見等ございませんか。</p> <p>（特になし）</p> <p>以上をもちまして、平成30年度第8回農業委員会定例会を閉じます。 次回の開催は、平成31年1月25日（金曜日）海部庁舎3階で予定しています。</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 中 島 実</p> <hr style="width: 30%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議事録署名者 平 岡 伸 弘</p> <hr style="width: 30%; margin: auto;"/>